

平成 27 年 12 月 11 日

各 位

会 社 名 黒田電気株式会社

代 表 者 取締役兼代表執行役社長 細川 浩一
(コード番号 7517 東証第一部)

問合せ先 経営企画本部 経営企画室 滝本 恵次
(電話番号 03-5764-5500)

社外調査委員会による調査結果に基づく処分に関するお知らせ

当社は、従業員組織である自生会名義にて、8月5日付をもって「8月21日開催の臨時株主総会に議案として提出されている株主提案（取締役選任の件）に反対する」旨の声明文を当社ホームページに公表いたしました。

9月3日に至り、一部株主から「自生会による声明文は、会長・社長の指示のもと、本社幹部が関与して捏造されたものである」と指摘を受けるとともに、社内調査を求められました。

当社監査委員会は、当社と利害関係を有しない外部専門家に調査を依頼することが適切であると判断し、9月10日に社外調査委員会を設置することを決定し、この声明文の作成・公表についての調査を同委員会に委託致しました。その結果、11月27日に調査報告書を受領し、これを公表しているところであります。この調査報告書（詳細は、当社ホームページ <https://www.kuroda-electric.co.jp/> をご覧下さい）によると、会長・社長の関与につきましては認定されませんでした。一部の者の行為が法令に抵触し得る旨の指摘を受けました。当社と致しましては、この調査結果を厳粛に受け止め深く反省しております。

かかる事態の発生及び結果につきまして、株主の皆様、お客様をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社は今回の事態を重く受け止め、下記のとおり対応・処分を行うものとします。

記

1. 執行役の異動 村橋 和哉 執行役を退任（2015年12月31日付）。

2. 執行役の報酬自主返上

(1) 代表執行役会長 金子 孝 月額報酬の20%を5か月間自主返上する。

(2) 代表執行役社長 細川浩一 月額報酬の20%を5か月間自主返上する。

3. 従業員の処分

本件に関与した従業員2名について、2015年12月31日付で、社内規程に基づき降格・譴責等の厳正な処分を致します。

当社と致しましては、なお一層コンプライアンスの徹底を行うため、近く開示予定の「コーポレートガバナンスの取組みについての方針」に基づき、企業行動委員会で「再発防止策」を審議決定し、推進して参ります。

なお当社では執行役に対する退職慰労金制度はありません。

以上